

インクルーシブ教育について

前 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長
山田 泰造

本日の説明の流れ



1. 障害者権利条約に関して
2. 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
3. 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援について

1. 障害者権利条約に関して

障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告
- 2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**

(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c)個人に必要な合理的配慮が提供されること。

(d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

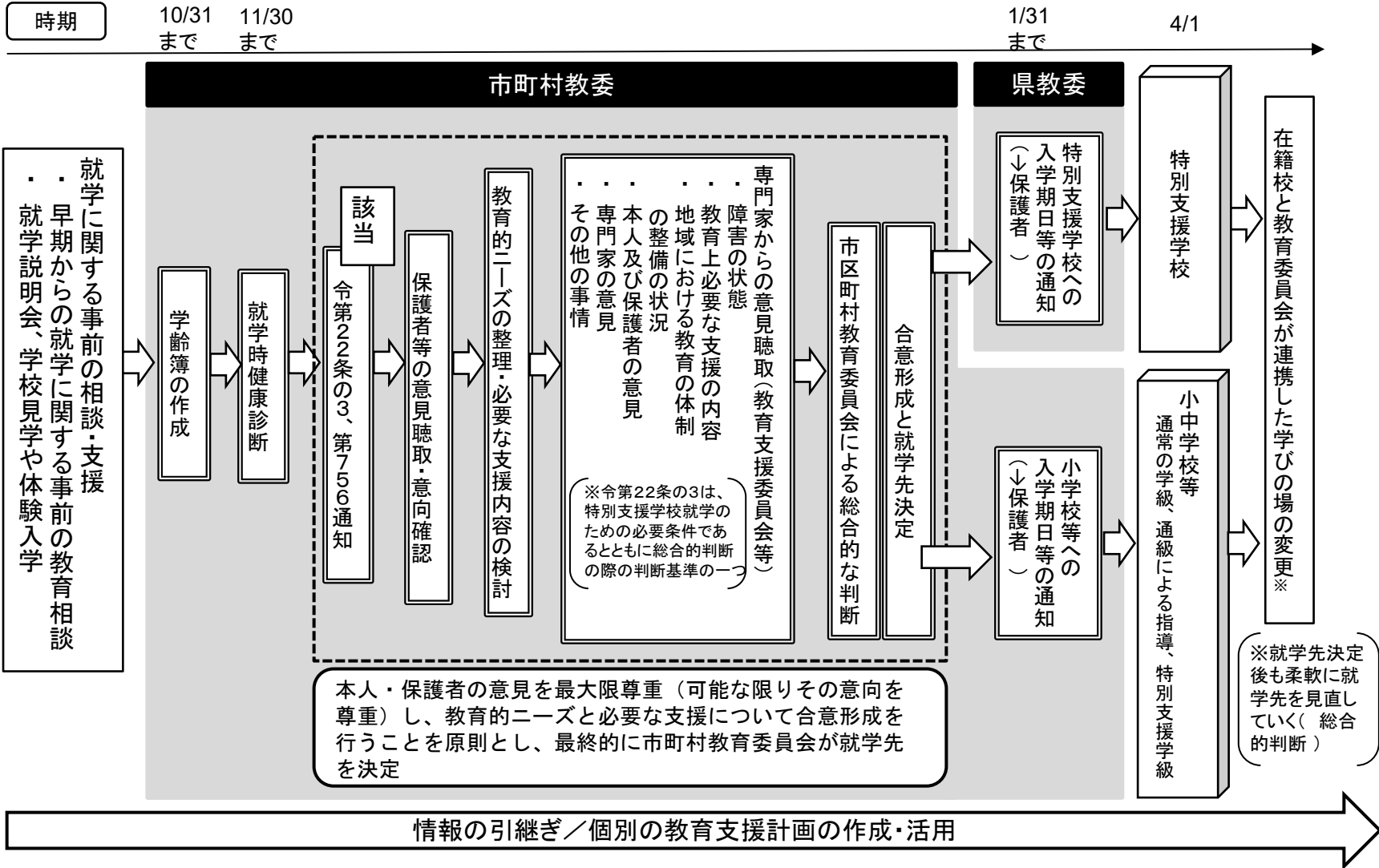
(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ①



51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。
- (c) 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ②

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に**要請**する。
- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識**すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**国家の行動計画を採択**すること。
 - (b) **全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保**すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
 - (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
 - (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
 - (e) **点字、「イージーリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障**し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
 - (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

2022年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）

(略)文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援学級への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

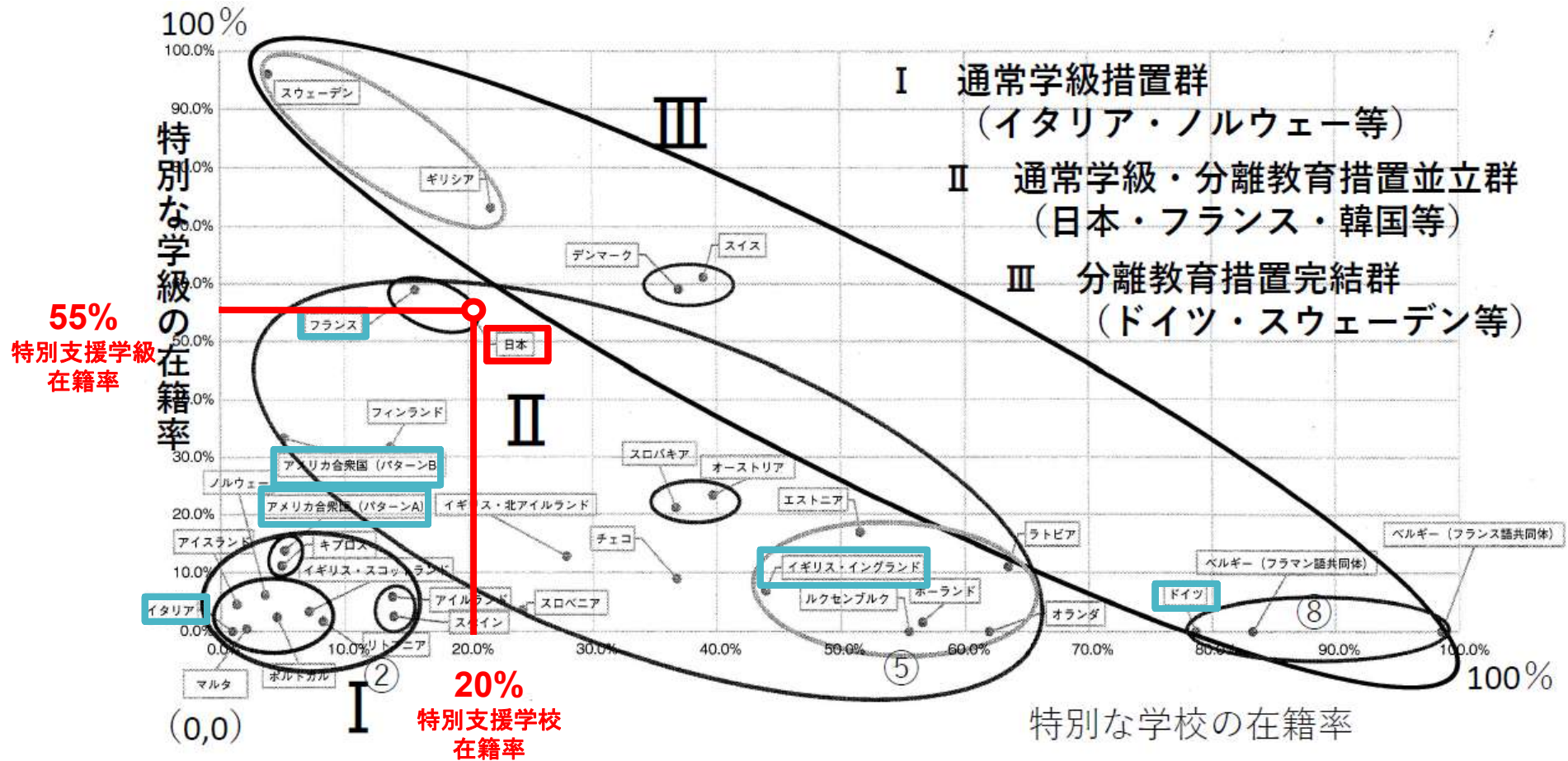
昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推薦(注)するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

(注)「推薦」と発言しましたが、正しくは「推進」です。

諸外国における特別支援教育の概況

- ◆ 障害のある子供全体に占める特別な学校の在籍率（横軸）と特別な学級の在籍率（縦軸）を見ると、**各国毎に状況は様々**。
- ◆ 例えば日本は、**特別な学校の在籍率が20%、特別な学級の在籍率が55%**と読み取れる（残りの25%は通常級に在籍）。



SEN生徒に占める特別な学級と特別な学校の措置率

【参考】諸外国への勧告（教育部分抜粋）

◆ 障害者権利委員会からの勧告は、日本以外の諸外国にも発出されている。

ドイツ	フランス	イタリア
<p>(a) すべてのレベルで必要な財源、人員など、すべての州で、質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、期限、目標を直ちに策定する。</p> <p>(b) インクルージョンを促進し、本人が選択した場合、通常の学校に障害のある児童を入学させる義務を認める法律及び政策を直ちに有効にするよう、隔離された学校を縮小する。</p> <p>(c) すべてのレベルの教育で合理的配慮を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する。</p> <p>(d) インクルーシブ教育についてのすべて教員への研修、教育環境、教材、カリキュラムのアクセシビリティの向上、博士号取得レベルを含む通常の教育での手話の提供を保証する。</p>	<p>(a) 障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、年齢、居住地、性別、人種の別のデータを収集するシステムを開発するとともに、ロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民となっている障害のある子供が教育への効力あるアクセス。</p> <p>(b) 保護者並びに親権者が、障害を理由とした就学の拒否のケースにおいて、申し立てて救済を求めることのできるシステムの採用。</p> <p>(c) とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。</p> <p>(d) 市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。</p> <p>(e) フランス手話による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において聾文化が促進することを保障すること。</p> <p>(f) 盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易な読み物の効果的な学習、指導、使用を保障すること。</p> <p>(g) 障害のある子供のいじめと虐待を排除するための対策を実施すること。</p> <p>(h) 高等教育段階における合理的配慮を通じて、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教育へのアクセスを促進するための明確な目標と期限のあるプログラムを採用すること。</p>	<p>56. 委員会は、締約国に対し、全ての学校段階で、インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで、教室におけるインクルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質を高めるための、十分な資源、期限と特定の目標を持った行動計画を実施するよう勧告する。また、締約国が持続可能な開発目標の目標4.5と4 (a) を実施するにあたり、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号 (2016) を含む条約第24条に導かれ、すべてのレベルの教育および職業訓練への平等なアクセスを確保し、障害に配慮した安全な教育施設を建設およびアップグレードするよう勧告する。</p> <p>58. 委員会は、締約国に対し、一般的なコミュニケーションアシスタントを唯一の選択肢として推奨することをやめて、手話通訳者による補助を希望する全ての聴覚障害のある子供のために、高度な手話通訳者を監視・提供するよう勧告する。</p> <p>60. 委員会は、締約国に対し、主流環境における包括的で質の高い教育を確保するために、新たに起草された教育に関する法令を含む立法その他の措置を通じて、利用しやすい教材の入手可能性と支援技術の提供を適時に保証することを勧告する。</p>

2. 特別支援学級及び通級による指導 の適切な運用について

「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）の概要

ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の参考様式を提示。

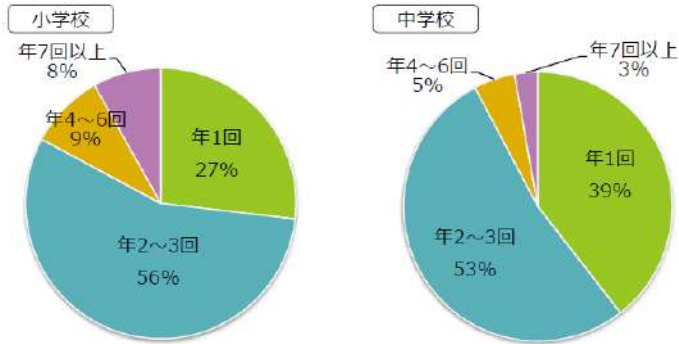
詳細はこちら（文部科学省HP）



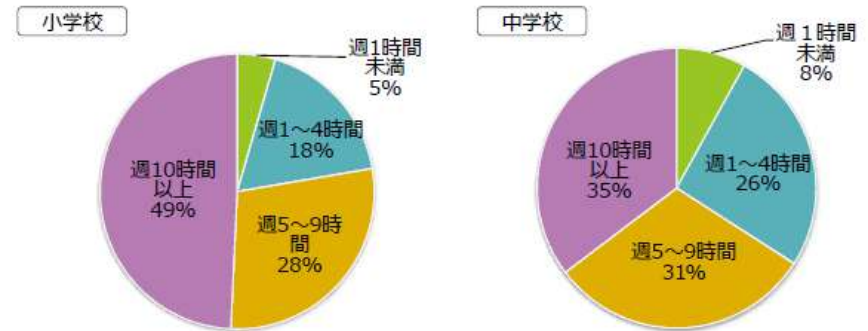
「交流及び共同学習」とは

- ◆ 交流及び共同学習とは、**障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動**であって、
 - ・ 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことも目的とする**交流の側面**と、
 - ・ 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**の両方を持つもの。
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしていることが重要。
- ◆ 小・中学校や特別支援学校の**学習指導要領等**の記載に基づき、特別支援学校と小・中学校等との間（学校間交流）や、特別支援学級と通常の学級との間で行われる。

特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況



特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習



【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

- 小学校5年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（5時間）
- 5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施

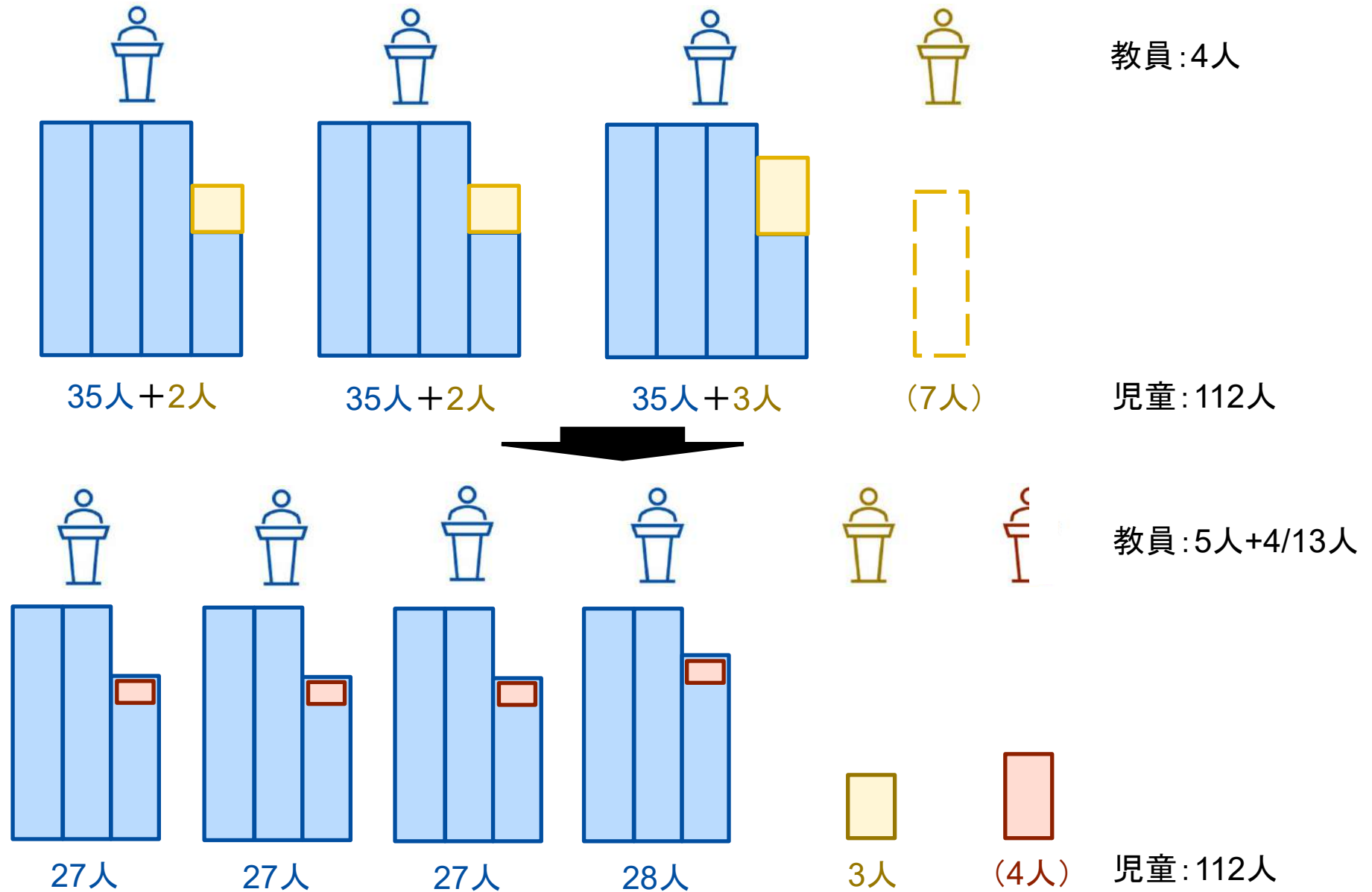


【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

- 中学校1~3年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（4~6時間）
- 特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考えることを学び、障害者への理解を深める**



学級編制のイメージ図(小学校低学年の例)



※青: 通常の学級 黄: 特別支援学級 赤: 通級による指導

通級による指導の概要

○通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

◆個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

文部科学省の取組

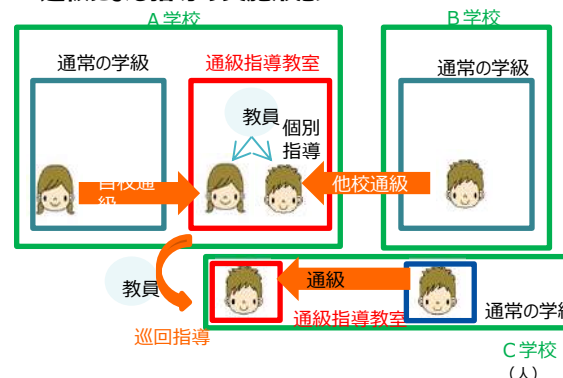
◆教職員定数の改善

- ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度～R8年度の10年間で13人に1人）
- ・公立高等学校における加配定数措置（R4年度：301人分の経費を地方財政措置）

◆研修や指導の充実

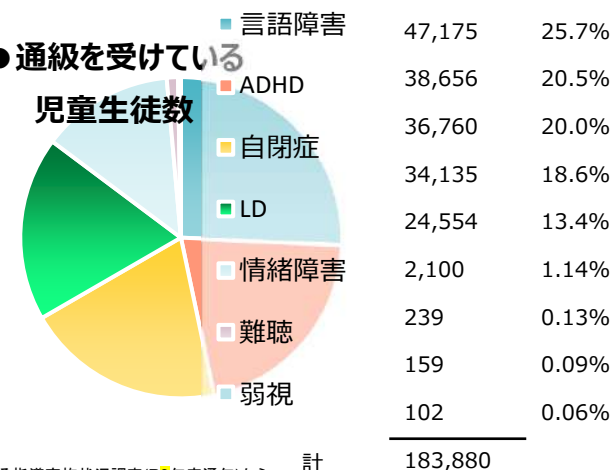
- ・(独) 国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
- ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
- ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
- ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



●通級を受けている

児童生徒数



※通級による指導実施状況調査(R3年度通年)から

通級による指導の実践事例①

◆ 通級による指導を効果的に進めるために、特に必要がある時は、指導目標に応じて、各教科の内容を取り扱うことができます。ただし、単なる教科の指導にならないように注意しましょう。

小4 / Kさん【特性】自閉症・ADHD傾向、不注意傾向が強め

【困りごと】①手順が覚えられないため、筆算や身の回りのことができない、②自分の意思を伝えることが苦手

通級指導前

- 本人・保護者等も含め、児童の指導目標を作成

(例) 指導目標：
手順が示された支援ツールの活用などを通し、自分に効果的な支援を知り、周りにそれを伝えることが出来る。



(支援内容の検討)

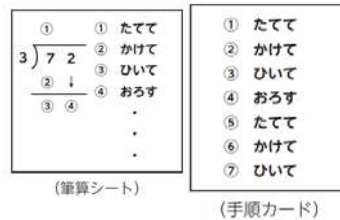
通級指導

- ① かけ算の筆算で「できたこと」「できなかったこと」を整理

できたこと	できなかったこと
・九九や足し算が、速く正確にできる。	・筆算の手順を間違える。
	・書く場所が分からなくなる。

- ② 自分の得意なことと苦手なことは何かを、一緒に確認しながら、Kさんに合う手順の覚え方を考え、やってみる。

(例) 手順カードを手元に置いて計算 ⇒ できた！



通級指導後

【学習面での効果】

- 自分には難しいと思えるものでも、手順通りに行うための支援ツールがあれば上手できるようになった。

- 理科の実験の準備や片付けの手順表の作成について、在籍学級担任に申し出て作成できた。

【日常生活面での効果】

- 家庭において、翌日の登校準備をする時に、保護者と一緒に作成した、準備の手順表を確認しながら、行うようになった。

⇒ 困りごとの改善！

(通常の学級)

- 試したカードを在籍学級の授業で使えるように、在籍学級担任への伝え方を考え、Kさん本人が在籍学級担任に伝える。
- 在籍学級担任や保護者と相談し、在籍学級の授業で使い、学びが促進。



⇒ 通常の学級での学び、日常生活の困難さが軽減！

通級による指導の実践事例②

◆ 教科等の指導の場面において、学びやすくなるよう、通常の学級の担任等と十分な連携を図ることが大切です。

小5/Lさん【特性】弱視、小さい文字などを読むことが困難で拡大教科書を使用

【困りごと】高学年になり、文章の量が増え、拡大教科書の分冊数が増加。拡大倍率が足りず、グラフなどの読み取りに苦労している。

通級指導前

- 自分の見え方を知り、拡大教科書を使って在籍学級の授業に参加していたが、高学年になり、**Lさんから困り感を伝えられ、サポート内容を検討。**

通級指導

- ① 通級指導で教科書のデジタルデータを入れたタブレット端末を導入
- ② 背景色や文字色の変更などの画面設定方法と、文字を拡大する操作に慣れる。

通級指導後

- 従来の拡大教科書や拡大版の配布プリントが、タブレットに集約され、**移動教室などの際の授業の準備も楽になり、より積極的に授業に参加できるようになった。**

拡大教科書と、ノートと筆記用具を置こうとすると、机の上がいっぱいになる。

図も細かくて見えにくいし、読むのにも時間がかかる。



通常の学級でも使えないかな・・・



(通常の学級)

- 在籍学級担任及び特別支援教育コーディネーターに相談。校内委員会を開き、拡大教科書の使用からデジタル教科書の使用を承認。
- 在籍学級における授業等の配布プリントなどを、タブレット端末に落とし込み、Lさんの手元で拡大等ができるよう配慮。

⇒ **通常の学級における学びが促進**

通級による指導の実践事例③

◆ 運動会や学芸会、音楽会などの学校行事の場面に参加しやすくなるよう、通級指導での指導・支援を、学校全体で共有することが大切です。

小3/Hさん【特性】うまくいかないと大声で泣くなど、感情のコントロールが困難だったり、学習の途中で「できない」とあきらめてしまう。
【困りごと】運動会の練習中、うまくいかないとその場にいられない。ダンス練習では立ち位置の変化や振りが覚えられない。

通級指導前

- 支援内容検討の会議を開き、
 - ・本人の困りごと、希望
 - ・辛くなったら担任に伝えて見学可
 - ・ダンスは移動が少ない位置に調整
 - ・手本となる友人を近くに配置などを共有。

みんなと踊りたい。

立ち位置や振りが覚えられずに困っている。



通級指導

- ① 感情を伝える練習として、運動会の練習時や本番で起こりそうな場面を取り上げて、辛いこと、不安なこと、必要なことを教師などに伝える練習を行う。
- ② 運動会の練習の予定表を作成し、練習期間の見通しがもてるようにする。



(通常の学級)

○ Hさんは、「右」「左」と言うよりも、片方の手首にリボンをつけ、リボンが付いている方、付いていない方と伝え方が分かりやすかったので、ダンスの練習時や運動会当日も、学年全員が右手首にリボンを巻くことにした。

○ 運動会当日は、運動会のスケジュールを基に、事前に、Hさんの保護者や在籍学級担任と、休憩タイムを決めておき、静かな場所で休めるようにした。

通級指導後

- 感情をコントロールする方法や、休憩の方法が分かったことで、Hさんの不安が軽減し、当日の成功につながった。
- ダンスを上手く踊れたことが、Hさんの自信にもつながったようで、通級指導に対する意欲も高まった。



学校教育法（昭和22年法律第26号）

第81条（略）

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 **その他障害のある者**で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、**疾病により療養中の児童及び生徒**に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

趣旨

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、**障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶこと**を追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、**一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。**

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する**「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。**また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、**交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要がある**という、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、**これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするもの**です。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- **通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。**どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。**
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、**特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。**
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面だけに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、**児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。**なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、**今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定**であること。
- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

総論

問0-1. 本通知の趣旨は何か。交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。

- 本通知は、
 - ・ 特別支援学級で半分以上学ぶ必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、
 - ・ 特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ること等を目的としたもので、むしろインクルーシブを推進するものです。

問0-2. 本通知が発出された経緯は何か。

- 文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきました。
- その後実施した実態調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。
- こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的として、本通知を発出したものです。

問0-3. 本通知は、現場に影響を与えるものであるにもかかわらず、年度途中で発出されたのはなぜか。

- 通知にも記載されている通り、本通知は、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で改めて周知することを主な目的とするものであり、制度変更を伴うものではありません。
- なお、特別支援学級に在籍しながら大半の時間を通常の学級で過ごしている場合、学びの場の変更を検討すべきことは、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」にも記載し、各教育委員会に周知しており、既に実施されているべきものです。

問0-4. 国連の勧告で求められている通り、本通知は撤回すべきではないか。

- 問0-1で述べた通り、本通知は、むしろインクルーシブを推進するものであるため、撤回の予定はございません。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

問1-1. 学びの場は保護者が決めるものではないのか。市教委は、保護者の意向に反する就学先決定を行うことはできるのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案し、本人及び保護者の意向を最大限尊重して市区町村教育委員会が判断します。
- なお、障害のない児童生徒については、保護者等の意向にかかわらず、通常の学級に在籍して学ぶこととなります。

問1-2. 通級による指導とは何か。言語障害や弱視に限られるのか。自立活動とはどういったものか。

- 障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導(自立活動)を受けるものです。対象障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。
- また、自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うものです。

問1-3. 特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度はどこに示されているのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態のみならず、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案の上決定されるべきものです。
- その上で、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日)で示しておりますので、ご参照ください。

(参考)「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

問2-1. 週の半分の根拠如何。

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
 - ・ 学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること、
 - ・ 交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- なお、「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討すべきです。

問2-2. 週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

- 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等が考えられます。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について(前頁より)

問2-3. 通級による指導は週8コマまでとされており、自立活動における特別の指導が週9コマ以上半分未満必要な子供は、制度の狭間に落ちているのではないか。

○ 通級による指導は自立活動を行うものである一方、特別支援学級は自立活動の他、各教科等の授業が行われるものであり、また、両者は対象とする障害種やその程度が異なるため、特別の指導の時間数だけに着眼して学びの場を決定すべきではありません。

問2-4. 通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。

○ 通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場合、担任等による合理的配慮を含む必要な支援や、特別支援教育支援員の配置によるサポートといった対応が考えられますし、問1-2で述べた通級による指導も受けることができます。文部科学省としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図るとともに、特別支援教育支援員に対する財政措置や、インターネットで検索可能な合理的配慮に関するデータベースの周知に努めてまいります。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

問3-1. 学校教育活動全体で自立活動を行っている場合、教育課程内の時数として自立活動を設ける必要はないのではないか。

○ 小学校学習指導要領の総則等において、
・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
とされていることを踏まえれば、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時数が「0」であることは、学習指導要領上想定されておりません。

○ したがって、教育課程外の朝の時間や休み時間等のみで自立活動を行うということも想定されず、このような場合には教育課程の再編成又は学びの場の変更の検討をするべきです。

第4 通級による指導の更なる活用について

問4-1. 自校に通級指導教室が設置されていない場合は、どのように対応すればよいか。

- 自校に通級指導教室がない場合、例えば巡回指導や他校通級といった対応が考えられます。国としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図ってまいります。

問4-2. 国の支援策も充実させるべきではないか。

- 国としては、障害のある子供が障害のない子供と可能な限りともに過ごせるよう、例えば、
 - ・ 通級による指導の担当教員の基礎定数化の着実な実施
 - ・ 特別支援教育支援員の法令上の位置付けや財政措置の拡充
 - ・ インターネットで検索可能な合理的配慮のデータベースの周知等に取り組んでおります。
- また、現在、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に焦点を当てた有識者会議を開催しており、年度内に報告をとりまとめる予定です。

その他

問5-1. 特別支援学級は、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補充的指導のために活用することもできるのか。

- 特別支援学級は、法律に規定されている通り、障害のある児童生徒のために設置されるものであり、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補充的指導のためのものではありません。
- なお、文部科学省としては、小学校における 35 人学級・高学年の教科担任制等の教職員定数の改善や、学習指導員の配置充実など、学校の指導体制の充実を進めています。

3. 通常の学級に在籍する障害のある 児童生徒への支援について

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和3年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,513人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,671人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒842人(R2年度：1,100人)であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多く502人、次いで「その他」が160人、次いで、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」との回答が115人であった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
					ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公立計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160

3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員301人(対前年度47人増)に必要な経費を措置。など

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 <小学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域（各領域5つの設問）のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 <中学校・高等学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(*1)もしくは15ポイント(*2)以上をカウント。 *1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域（各領域5つの設問） *2 「書く」「推論する」の2つの領域（各領域6つの設問） ②行動面（「不注意」「多動性－衝動性」） 奇数番目の設問群（「不注意」）または偶数番号の設問群（「多動性－衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

<調査結果>

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

- **「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合**
- 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

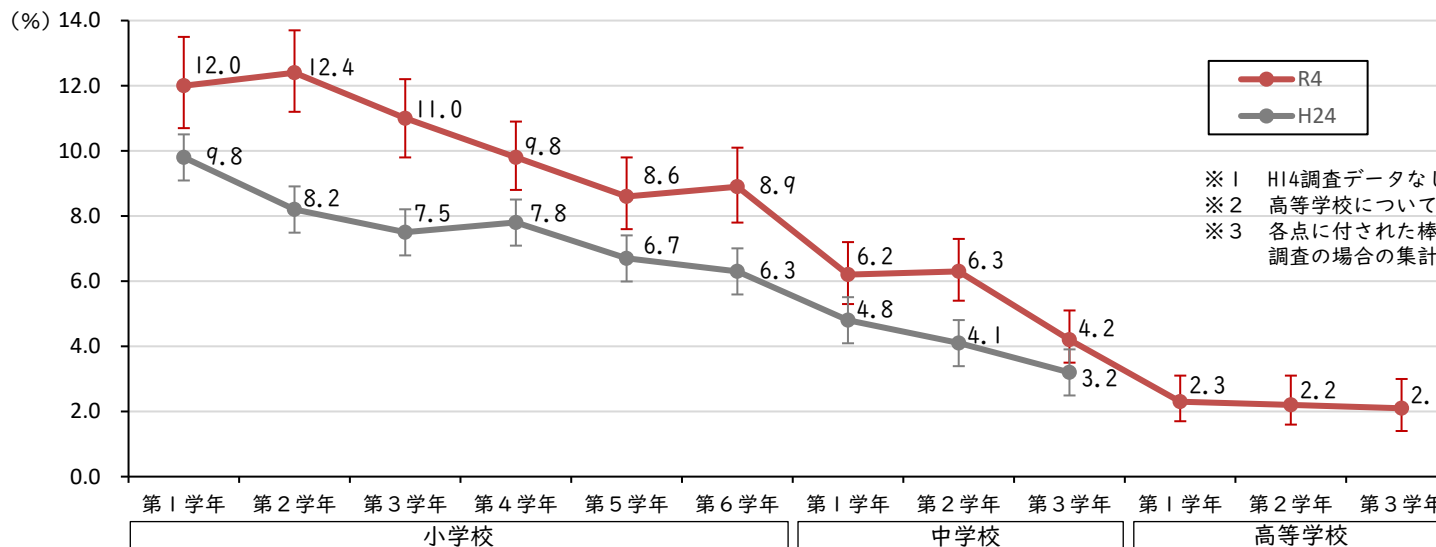


I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	(参考) 過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ ※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

< 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移 >

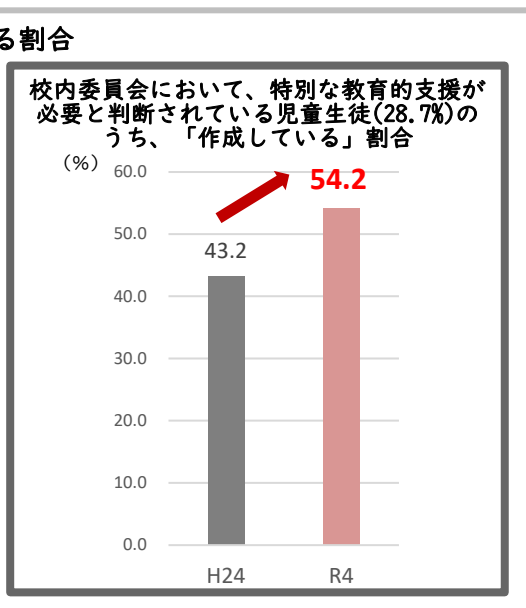
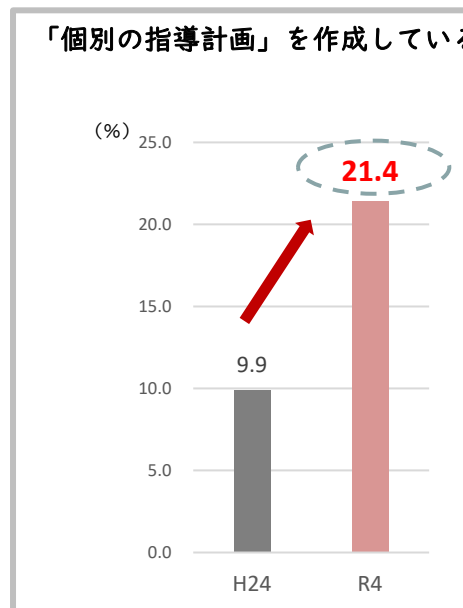
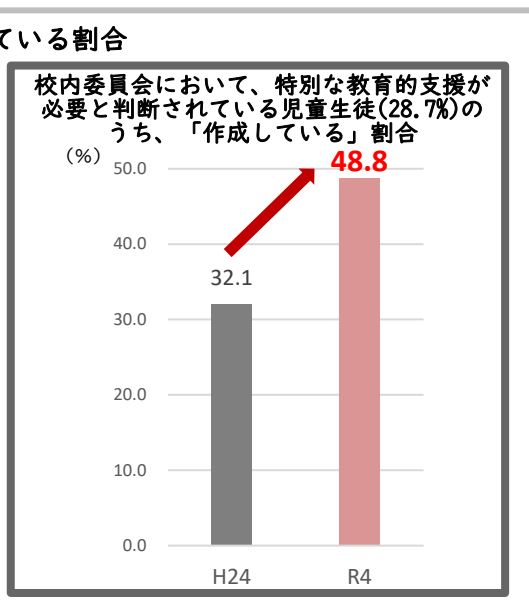
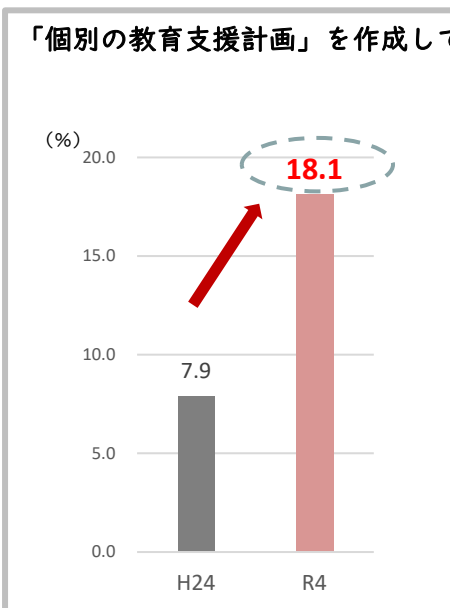
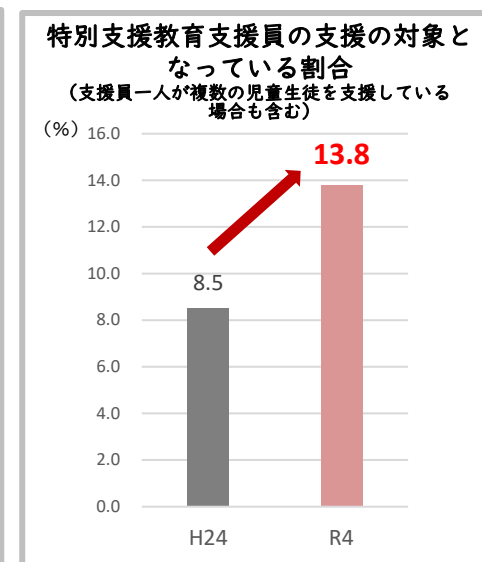
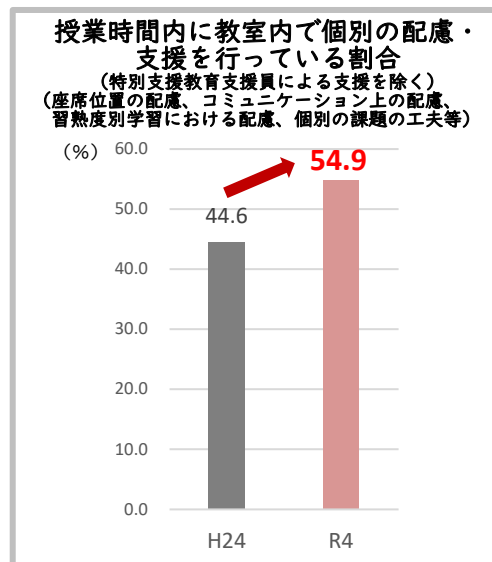
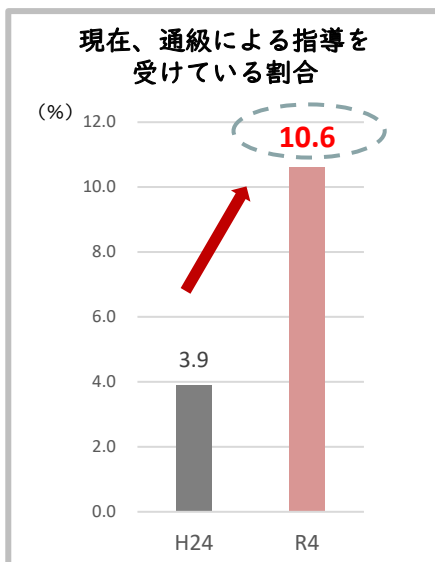
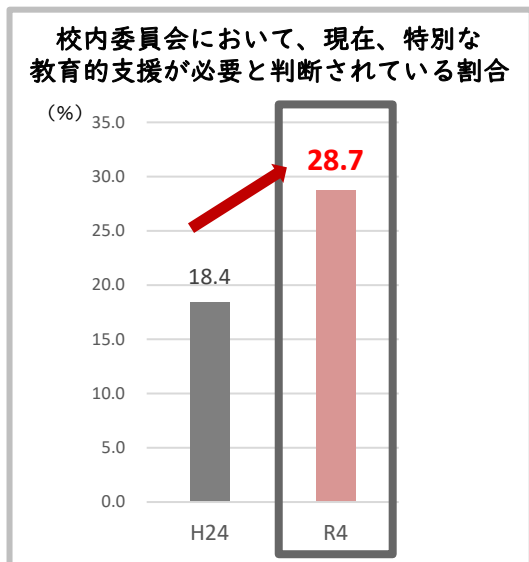


※1 H14調査データなし
 ※2 高等学校についてはR4のみ
 ※3 各点に付された棒線は95%信頼区間(95%の確率で悉皆調査の場合の集計結果を含む範囲)を表す。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校：8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)



<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年12月13日）より抜粋】

「I. 児童生徒の困難の状況」について

- 平成24年に行った調査と学校・児童生徒の抽出方法は同じである。対象地域や一部質問項目等が異なるため単純比較はできないものの、今回の調査結果は平成24年に行った調査結果と比べて、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が増えているが、前回の調査から10年で義務教育段階において通級による指導を受ける児童生徒の数が約2.5倍になっていることを踏まえると、驚く数字ではないものと考えられる。
- 繰り返しにはなるが、本調査は、発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではなく、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定している調査である。増加の理由を特定することは困難であるが、通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる。そのほか、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化により、普段から1日1時間以上テレビゲームをする児童生徒数の割合が増加傾向にあることや新聞を読んでいる児童生徒数の割合が減少傾向にあることなど言葉や文字に触れる機会が減少していること、インターネットやスマートフォンが身近になったことなど対面での会話が減少傾向にあることや体験活動の減少などの影響も可能性として考えられる。
- 学校種別に学年間の比較をすると、小学校、中学校ともそれぞれ学年が上がるにつれて、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は低くなる傾向にある。著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、学年が上がるにつれて小さくなる傾向が学習面において特に顕著である。
- 中学校第1学年は、小学校第6学年と比較すると、学習面、各行動面それぞれで割合が大きく減少している。このことは、当該生徒に関する個別の教育支援計画等の活用や効果的な引継ぎが十分になされていないため、必要な情報が蓄積されていないことや、中学校において通級による指導の設置があまり進んでいないため、生徒の実態について参考となる情報が得られにくいことなど関係しているのではないかと考えられる。また、学級担任制から教科担任制になることで、学習面や行動面に関する観察等が主に担当する教科等での指導が中心となることで該当する行動が観察・発見されにくくなったこととも関係しているのではないかと考えられる。さらに、中学校第3学年になると、中学校第2学年と比較して、学習面、各行動面それぞれで割合の減少幅が大きい。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。
- 高等学校においては、学習面、各行動面それぞれにおいて、高等学校第1学年と中学校第3学年を比較するとさらに減少しており、高等学校第1学年から高等学校第3学年にかけて割合はほぼ横ばいである。高等学校については、高校入学に際して入学者選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科（普通科・専門学科・総合学科）が設置されており、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果と関係しているのではないかと考えられる。そのため、小学校・中学校と高等学校は切り分けて考える必要がある。

<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年12月13日）より抜粋】

「Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況」について

- 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられる。そのため、校内委員会が効果的に運用されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。管理職によるリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して必要な支援がなされるよう校内支援体制の構築と充実を図るとともに、それを支えるための仕組みについても検討する必要がある。
- 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の通級による指導を受けている割合は、通級による指導を受けている児童生徒の増加にも表れているとおり、小学校・中学校においては推定値10.6%となっており、通級による指導を受ける機会の充実が図られていると考えられるが、高等学校においては推定値5.6%となっており、高等学校における通級による指導の充実を図る必要がある。
- 「『個別の教育支援計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値18.1%（高等学校：推定値10.5%）、「『個別の指導計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値21.4%（高等学校：10.8%）となっており、通級による指導を受けている児童生徒数の割合よりも高くなっている。このことから、国において小学校学習指導要領等の改訂や個別の教育支援計画の作成や関係機関との情報共有等に関して平成30年に学校教育法施行規則を改正等を行ったことにより、個別の教育支援計画等の作成に関する意識が高まっていることや意義の重要性について理解が広がっているという状況が伺える。
- 「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っているか（特別支援教育支援員による支援を除く）」という設問に対しては、「行っている」との回答が推定値54.9%（高等学校：推定値18.2%）となっており、個別の配慮・支援について、校内委員会等で検討するなど学校全体の取組としてさらに進めていく必要がある。
- 福祉機関等の外部機関との連携については、実施している学校はあるものの、まだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。地域により外部機関等の資源の差はあるが、必要な時に支援を得るためには学校が外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等に教員が相談しやすい体制を整備するなど校内で資源の活用方法を考えることが必要である。また、地域の実情に応じた連携の工夫や取り方などについて自治体が十分に周知するなどの工夫も必要である。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)



文部科学省

趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度(※)に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

- | | | | |
|--------|---------------------------|--------|------------------------------------------------|
| ○荒瀬 克己 | 独立行政法人教職員支援機構理事長 | 笹森 洋樹 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター上席総括研究員(兼)センター長 |
| 池田 彩乃 | 山形大学地域教育文化学部准教授 | 滝川 国芳 | 京都女子大学発達教育学部教育学科教授 |
| 市川 宏伸 | 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長 | 竹内 哲哉 | 日本放送協会解説委員室解説委員 |
| 市川 裕二 | 東京都立あきる野学園統括校長 | 中田 寛 | 鳥取県教育委員会教育次長 |
| 氏間 和仁 | 広島大学大学院人間社会科学研究科准教授 | 野口 晃菜 | 一般社団法人UNIVA理事 |
| 梅田 真理 | 宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授 | 平野 真理子 | 平野卓球センター監督 |
| ○奥住 秀之 | 東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐 | 藤井 和子 | 上越教育大学臨床・健康教育学系教授 |
| 帯野 久美子 | 株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役 | 馬飼野 光一 | 東京都立荻窪高等学校長 |
| 喜多 好一 | 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長 | 宮崎 英憲 | 全国特別支援教育推進連盟理事長 |
| 小枝 達也 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長 | | (◎:主査、○:副主査) (令和4年9月30日現在計20名、五十音順、敬称略) |
| 櫻井 秀子 | こころの診療部統括部長 | | |
| | 川口市立戸塚北小学校長 | | |

【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室
国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度…学校教育法第75条(障害の程度)に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール: 令和4年6月14日に第1回を開催。

第2回以降は月1回開催し、第7回(令和5年1月26日)に報告(素案)、第8回(令和5年2月15日)に報告(案)について検討。

第9回(令和5年3月9日)に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



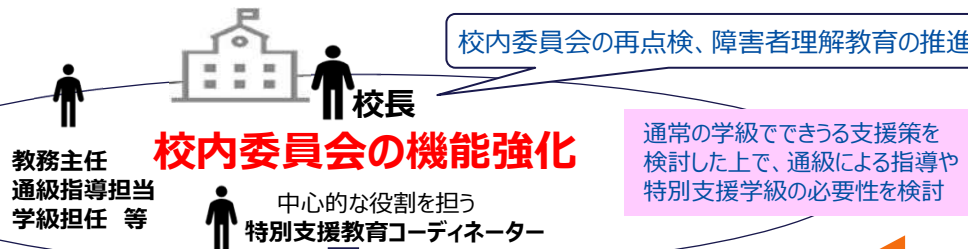
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

① 校内支援体制の充実

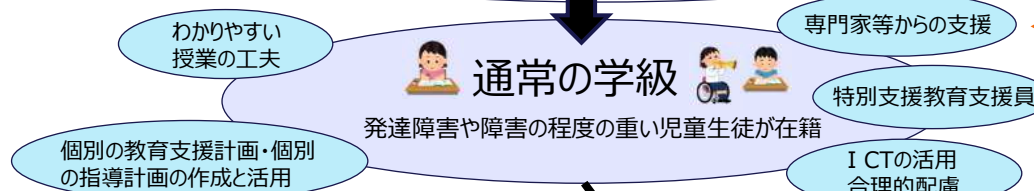
- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



特別支援学校

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実



特別支援学校のセンター的機能の発揮

② 通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

④ インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。